

転入・転出・転居届

住所が変わったら
手続きをお願いします

住所が変わるときは、市民課（市役所1階）、下総・大栄支所市民福祉課、市民課赤坂分室で手続きをしてください。

届け出は原則として本人または同一世帯の人が行います。代理人が届け出を行う場合は委任状が必要です。異動者の氏名、生年月日、異動日、新・旧住所、新・旧世帯主氏名を確認してください。

転入届

ほかの市区町村から成田市に移ってきたときは、新住所に移ってから14日以内に手続きをしてください。

必要な物 前住所地の市区町村が発行した転出証明書、年金手帳（加入している人）

転出届

成田市からほかの市区町村へ移

るときは転出証明書を発行します。

必要な物 国民健康保険証、介護保険証、後期高齢者医療保険証（いずれも加入している人）

郵送での手続きも可能です。くわしくは市民課へ問い合わせてください。

転居届

新住所に移ってから14日以内に手続きをしてください。

必要な物 国民健康保険証、年金手帳、介護保険証、後期高齢者医療保険証（いずれも加入している人）

世帯主変更届

世帯主が変わったときは、14日以内に手続きをしてください。

必要な物 国民健康保険証（加入している人）

市民課では、毎週日曜日に開庁し、転出入の異動届や印鑑登録などの業務を行っています。ただし、海外からの転入、住基カード、電

子証明書の発行は受け付けできません。

※くわしくは市民課（☎20-1525）、下総支所市民福祉課（☎96-1113）、大栄支所市民福祉課（☎73-8066）へ。

住宅用太陽光発電システム

設置した人に
補助金を交付

市では、平成21年10月以降に、住宅用太陽光発電システムを設置した人や同システムが設置された住宅を購入した人で、一定の要件を満たす人に、補助金を交付しています。

補助額 太陽光発電モジュール1キロワット当たり3万円（上限12万円）

※くわしくは環境計画課（☎20-1533）へ。

森林の所有者

届け出を忘れずに

平成24年4月以降に、県が作成する地域森林計画の対象になっ

いる森林の所有者になった人は市への届け出が必要です。対象 売買や相続で森林を新たに取得した個人・法人（国土利用計画法に基づく土地売買契約の届け出をしている人は除く）

届出期間 土地の所有者になった日から90日以内
※くわしくは農政課（☎20-1541）または県森林課森林政策室（☎043-223-2951）へ。

市内の農産物などの放射性物質検査の結果

2・3月に検査した野菜などのうち、シイタケ（原木・露地栽培）から合わせて200ベクレル/kg*1を超える放射性物質が検出されました。この数値は、4月からの新たな放射性物質の規制値（100ベクレル/kg）を超えることになるため、現在、成田市産のシイタケ（原木・露地栽培）は出荷・販売されていません。 単位：ベクレル/kg

品目	採取日	放射性ヨウ素131	放射性セシウム134	放射性セシウム137
シイタケ（原木・露地栽培）	2月20日	検出せず*2 (2.135未満)	87.31	114.29
ニンジン	2月22日	検出せず (3.5未満)	検出せず (4.6未満)	検出せず (4.3未満)
シイタケ（原木・露地栽培）	3月5日	検出せず (1.71未満)	92.5	126

*1 ベクレル：放射能の強さを表す単位で、単位時間（1秒間）内に原子核が崩壊する数を表します。
*2 「検出せず」とは、定量下限値または検出下限値未満であることを示します。（ ）の数字は定量下限値または検出下限値です。

○規制値

4月1日から野菜類を含む一般食品に含まる放射性セシウムの規制値が500ベクレル/kgから100ベクレル/kgに変更になりました。

※くわしくは農政課（☎20-1541）へ。

2日	全員協議会
3日	成田西陵高校卒業式 藤リハビリテーション学院卒業式
4日	成田シティ・クロカン・レース
6日	空港対策特別委員会 教育民生常任委員会
7日	医療問題特別委員会 建設水道常任委員会
8日	地域防災特別委員会 経済環境常任委員会
9日	収賄事件再発防止・法令遵守 等に関する調査特別委員会 総務常任委員会
10日	シルバーいきいきフェスティバル
11日	東日本大災害被災物故者追悼 一周忌大法要 ぬくもりコンサート
12日	予算特別委員会(～3/15)
14日	成田中学校卒業式



スターターピストルを手に(4日)

種を配布します

緑のカーテン

緑のカーテンは、アサガオなどのツル性植物で作る、自然のカーテンです。太陽の光や屋外からの熱を遮ることで、外壁や部屋の中が熱せられることを防ぎ、部屋の温度上昇を抑えます。



夏を涼しく過ごしましょう

植物から出る水蒸気により温度を下げる効果もあります。

なりた環境ネットワークでは、

アサガオなどの種を配ります。今年の夏を快適に過ごすために、緑のカーテンを作り始めませんか。配布する種はアサガオ・ゴーヤ・フウセンカズラ(先着順・一人2袋)

配布期間 4月2日(月)～5月31日(木)(なくなり次第終了)

種の配布場所 環境計画課(市役所4階)、下総・大栄支所農産土木課

※くわしくは、なりた環境ネットワーク事務局(環境計画課・20-1533)へ。

水道料金

4月から値上げしました

市営水道料金が4月1日から値上げされました。利用者の皆さんには、4月または5月の水道メー

ター検針の際に、新料金が書かれたお知らせを配布します。

水道料金は、2カ月分をまとめて請求します。4月1日から次回

の検針日までの使用分は、新料金で日割り計算します。

下水道料金の変更はありません。支払いは期限内に

水道事業は皆さんの水道料金で運営されています。水道料金が納

期内に納付されない場合、督促状や給水停止予告書を送付していま

す。それでも納付されない場合は、給水を停止する場合がありますので注意してください。

水道料金の支払いは、便利で確実な口座振替をお勧めします。手

続きは、金融機関などへ領収書または水道使用量のお知らせと届出

印を持って、申請してください。

※くわしくは水道部業務課(22-0269)へ。

農業者戸別所得補償制度

申請の受け付けは4月2日から

農業者戸別所得補償制度の交付申請の受け付けが、4月2日(月)から始まります。

交付申請書は、市農業再生協議会から各農家に送付されます。

申請期限は7月2日(月)です。同制度への加入を希望する人は、早めの申請をお願いします。

申請書提出先 農政課(市役所4階)、下総・大栄支所農産土木課、成田市農協各支所、かとり

農協各経済センター

※制度についてくわしくは農林水産省ホームページ(<http://www.maff.go.jp/>)へ。申請書の提出についてくわしくは市農政課(20-1541)へ。

年金からの特別徴収

国民健康保険税と後期高齢者医療保険料

国民健康保険税、後期高齢者医療保険料を年金から直接引き落とす特別徴収の4月、6月、8月の年金からの特別徴収額(仮徴収額)は、平成24年2月分と同額です。

10月、12月、2月の特別徴収額

は7月下旬にお知らせします。

申し出により、口座振替での納付もできます(申し出の時期により、切り替え時期が異なります)。

※くわしくは保険年金課(国民健康保険課)20-1526、後期高齢者医療課20-1547へ。

春の全国交通安全運動

思いやりのある運転を心掛けて

4月6日(金)～15日(日)、「いそいでも かならずかくにん みぎひだり」をスローガンに、春の全国交通安全運動が実施されます。また、4月10日(火)は「交通事故ゼロを目指す日」です。

重点目標は次の通りです。

- 子どもと高齢者の交通事故防止
- 全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底
- 自転車の安全利用の推進
- 飲酒運転の根絶

「交通安全の新人」である子どもを守る心、高齢者に対する思いやりのある運転を心掛け、一人一人が交通ルールを守り、交通事故防止に努めましょう。

※くわしくは交通防犯課(20-1527)へ。

市税の納付

最寄りの金融機関やコンビニエンスストアで

固定資産税・都市計画税、市・県民税、軽自動車税、国民健康保険税などの市税は、金融機関や郵便局、コンビニエンスストアで納められます。パソコンや携帯電話、ATMから支払うことのできる「ペイジー」での納付も可能です。納付書を紛失した場合は納税課に連絡してください。
便利で確実な口座振替で
 口座振替手続きを希望する人は、納期の2カ月前までに、納税通知書、預金通帳、届出印を持って金融機関や郵便局で手続きをしてください。
 ○固定資産税・都市計画税は、納税通知書ごとに手続きが必要です
 ○軽自動車税は、同一名義の場合、全台数分が振替対象となり、納税通知書ごとの手続きは不要です。車検が必要な車両には、6月中旬頃に継続検査用納税証明書を送付します
 ○口座振替は翌年度以降も継続されます。変更・停止の希望があるときは申し込んでいる金融機

関または郵便局で手続きをしてください
 ○口座振替分の領収証書は発行しません。通帳への記帳で確認してください
 ○口座振替ができなかった場合は口座振替不能通知書(兼納付書)を送付しますが、納期限を過ぎているため督促状も送付されません。残高不足に注意してください
 ※くわしくは納税課(☎20-1519)または市民税課(☎20-1513)へ。



きれいなまちで気持ちよく

美しいまちをわたしたちの手で

「ポイ捨てをなくし、私たちのまちを私たちの手で美しく」を合言葉に、区や自治会などの協力で

環境美化運動

環境美化運動が実施されます。この運動では、各地区の道路や公園に投げ捨てられた瓶・缶や散乱ごみの収集などが行われます。実施基準日 5月27日(日)、8月5日(日)、12月2日(日)
 ※くわしくはクリーン推進課(☎20-1530)へ。

水道水の排水作業

減水や濁りなどが発生すること

作業日時 4月9日(月) 午後11時～翌午前5時
 予定地区 並木町地区
 予定地区では、一時的に減水・濁りなどが発生することもあります。受水槽を使用している場合は、適切な措置をお願いします。
 ※くわしくは水道部工務課(☎22-0269)へ。

事業所ごみ

下総・大栄地区は搬入先が変更

4月から下総・大栄地区の飲食店や事務所などの事業所から発生する一般廃棄物の搬入先が、伊地山クリーンセンターから次のよう

に変わりました。搬入券は必要ありません。

可燃ごみ(ビニール・プラスチック、ゴム製品、発泡スチロールは除く) 1時～4時30分
 ビン・カン、不燃ごみ 1時～4時30分
 プラザ(☎36-1000)
 ビニール・プラスチック、ゴム製品、発泡スチロール、ペットボトルは自己搬入できません。一般廃棄物収集運搬許可業者に処理を委託してください。
 処理手数料 1キログラム当たり21円
 ※くわしくはクリーン推進課(☎20-1530)へ。

トルは自己搬入できません。一般廃棄物収集運搬許可業者に処理を委託してください。

開場時間 月～土曜日(祝日を含む) 午前8時30分～正午、午後1時～4時30分
 処理手数料 1キログラム当たり21円
 ※くわしくはクリーン推進課(☎20-1530)へ。

市内の放射線量測定結果 単位：マイクロシーベルト/時

施設名	測定日	測定の高さ1m	測定の高さ0.5m	測定の高さ0.05m
小中学校(40カ所)	2/15～3/6	0.03～0.11	0.04～0.10	0.04～0.10
保育園・幼稚園・認可外保育施設(36カ所)	2/16～3/12	0.04～0.08	0.04～0.09	0.04～0.10
保育園・幼稚園・認可外保育施設(36カ所)の砂場・ブランコなど	2/16～3/12	-	0.04～0.14	0.04～0.18
子どもの遊び場(44カ所)	2/28～3/1	0.06～0.18	0.06～0.19	0.06～0.18
体育施設(37カ所)	3/7～9	0.04～0.20	0.04～0.21	0.05～0.21
市役所(花崎町)	3/6	0.12	0.12	0.14
	3/12	0.12	0.13	0.16
下総支所(猿山)	3/6	0.13	0.13	0.13
	3/12	0.12	0.12	0.13
大栄支所(松子)	3/6	0.10	0.09	0.09
	3/12	0.10	0.10	0.10
大清水大気測定局(遠山中敷地内)	3/6	0.10	0.11	0.12
	3/12	0.11	0.12	0.11
幡谷大気測定局(久住体育館隣り)	3/6	0.11	0.12	0.13
	3/12	0.12	0.13	0.13

※小中学校の通学路261地点の測定結果は、市ホームページ(<http://www.city.narita.chiba.jp/sisei/sosiki/kyoshido/std0058.html>)に掲載しています。各施設の測定結果は、市のホームページ(<http://www.city.narita.chiba.jp/sisei/sosiki/koho/110311.html>)に掲載しています。くわしくは環境対策課(☎20-1532)へ。